

## 8. 大学院及び学位について

〔諮問〕

昭和24年10月1日

日本学術会議：

会長 亀山直人 殿

大学設置審議会

委員長 和田小六

大学設置審議会は文部大臣の諮問「大学院設置の基準及び博士その他の学位に関する事項をいかに定むべきか答申を請う」に答申するため特別委員会を設け大学院及び学位について目下審議をすすめています。

審議は未だ続行中であり、従って結論的のことを申すことはできませんが、大体的方向は大学基準協会が作成し公表した「大学院基準」によるものと推測されます。

日本学術会議におかれましては大学所属の研究施設の機構及び運営に関連して大学院について考慮すべき事項を総理大臣に勧告しておられますし、また、研究者の養成という立場からも大学院に多大の関心を寄せておられることと存じますので、大学院及び学位に関し貴下において御意見がごありならば、この際承わりおき本委員会における審議の参考に供したいと存じます。

なお、大学基準協会において設定しました大学院基準は別紙審議経過にありますように、同協会の会員である創立5ヶ年を経過した旧制大学全部（46大学）によって選ばれた委員会において昭和22年9月より昭和24年2月にわたり30数回の会合を重ね、また各大学の意見を徴しつつ慎重に審議をいたし最後案を殆んど全会員

一致で決定したものであることを申添えます。

## 大学院基準及び同解説審議経過

### 大学基準協会

1. 大学院基準及び同解説案の審議は昭和22、同23年両年度における本協会基準委員会の主要議事であって、昭和22年9月16日の第2回会合より昭和24年2月28日の第39回会合に至る会合中、数回を除き殆んど毎回その審議が行われた。
2. その間昭和22年9月30日第4回会合においては文部省側の意見の開陳があった。
3. 大学院基準案は昭和23年3月9日の第19回会合で、同解説案は同3月16日の第20回会合で一応まとまったが、その後同5月4日の第24回会合までの間再審議が続けられ、訂正が加えられた。
4. 右草案は昭和23年5月25日の総会に討議のため提出されたが、会員各大学は持ち帰りの上意見を書類で提出し、それらの意見に基づいて基準委員会において再検討を加え、再び総会を開いて決定するか、評議員会で最終決定するかの判断は評議員会に一任された。
5. 各大学の意見の大多数は最低基準としての原案を支持するものであったが、基準委員会は慎重に再検討を加え大多数の意向に基づき一部に修正を加え、学位の名称及びこれに冠する名称については案を示して改めて会員各大学の意見を徴することにした。
6. 右名称に関する各大学からの回答に基づき基準委員会は更に審議を重ね昭和24年2月28日の第39回会合で最終案を決定した。
7. 昭和24年2月28日の評議員会は右最終案を協会基準として採択することを決定したが、発表方法につき各方面と打合せの結果、同年4月12日にこれを最終的に決定発表した。

[答申]

総発第567号の1  
昭和24年11月29日

大学設置審議会委員長  
和田小六殿

日本学術会議会長 亀山直人

大学院及び学位について

10月1日付で諮問された標記のことについては、本会議は科学研究者養成の見地から、別紙の事項について考慮すべきであるという意見でありますから、ここに答申します。

なお、このことについては、本会議は特に委員会を設けて審議し、その成案を11月25日の運営審議会に諮って可決したものでありますが、その際運営審議会では、次のような意見の一致をみましたから、特に留意されるように希望します。

大学院の設置については、一般的な基準を定めることと、個々の大学についてその基準に適合するかどうかを決定することとは、本来別個の委員会に諮問するのを相当と考えるが、その点はしばらく措いても、大学設置審議会が一般的な基準を作るに当っては、そのことがわが国の学術の水準を決定する重要な事項であることを認識し、特別の利害関係を有する大学の関係者の意見によって左右されることのないように特に注意されたい。

(別 紙)

## 大学院の設置基準及び学位について考慮すべき事項

1. 大学院制度を設置し、そのなかに、修士課程と博士課程を置き得るものとするのを適当と認めるが、6、3、3、4の新学制は、あくまでも完成教育であるとの信條に立って、大学院制度がこれと重複し、屋上屋を重ねる弊のないように定めらるべきである。

### 2. 修士課程

旧学制の下では、比較的狭い専門分野で高度の教育が行われて来たが、新学制では、完全な社会人の育成を目標として広い視野に立った教育が行われようとしている。しかし、現在の社会は高度の分化を来しており、将来この傾向はますます著しくなることが期待されるから、学部における一般的なならびに専門的教養の上に、さらに専攻分野に関する精深な学識と研究能力を養うために、大学院に修士の課程を設けることが必要である。

修士の課程は二年とし、その設置は前記の目標を基準として、適当な陣容と施設とを有する大学にとどめること。

### 3. 博士課程

わが国の学術水準を高めるために、大学院に科学研究者養成を目標とした博士課程を設置することが必要である。

このためには、ある程度の課程を規定して学力の能率的向上を図ることは必要であるが、しかし、これは必要の最少限度にとどめるべきであって、その本来の目的を歪曲しないように注意すべきである。

博士課程在学の年限は、三年以上五ヶ年までを原則（大学の事情によっては幾分の変更があってもよろしい意）とし、規定の課程を履修し、かつ、在学中または退学後研究論文を

提出して審査に合格した場合は博士の学位を授与する。ただし、研究論文は学術に独創的な知見を加えたものであり、かつ、五ヶ年専心研究に従事した者の学力を標準として審査される。

博士課程は、その目的からみて、その設置基準を充分高くし、優秀な設備と卓越した指導力を持つ少数の大学に限定すべきである。

註。 わが国の現状では、五ヶ年もの長い間何等収入等なく研究生生活を続けることは困難であるから、大学院の博士課程の最少限度を履修した者は、その大部分は博士課程を出て適当な職に就き、そこで独創的研究を完成して博士の学位を請求することが通則となるであろう。博士課程を終了すると同時に博士の学位を得ることは望ましいことではあるが、経済的事情からみて、今日では困難であろう。ただ、経済的に余裕のある者は三ヶ年以上五ヶ年以内に規定の課程を履修した上、独創的な論文を提出して、審査に合格して学位を授与されるが、その数は比較的少いであろう。

4. 大学院の博士課程を履修しない者も、研究論文を提出して審査に合格した場合は博士の学位を受けることができる。ただし、この場合、研究論文以外に学力を判定する適当な措置をとる必要がある。

学位論文の審査は従来のとおり学部の教授会で行われて来た形式的になり勝ちの方法を改め、広く専門家を学の内外から集めて行うことが望ましい。

註。 例えば、学位の審査は従来のとおり学部の教授会で行うことを止め、大学全体のなかから論文に関係ある専門家によって審査委員会を作り、必要ある時は学外の専門家をも加えて行うことにする。

5. 大学院の博士課程を設置する大学にあつては、適当な機関

と方法によって博士課程における研究指導を担当する資格ありと認定された教授を一定数以上持つことが必要である。

註。 わが国の教育及び学術研究にあっては、実際方面との関連を持つことが特に強く要望されているから、実社会との交流を図るために大学院の博士課程の教授の資格としては、研究指導能力に重点を置き、教員経歴年数等の制度を置かぬことが妥当であろう。

6. 特定の専門分野についてのみ優秀な設備と卓越した指導能力を持つ大学その他に対しては、大学院を担当する他の大学から学生の研究指導を依頼することができる。

以 上